

五 監 第 4 3 号
令和3年10月11日

五泉市長 伊藤 勝美 様

五泉市監査委員 柄 沢 則 夫

五泉市監査委員 佐 藤 渉

令和2年度決算に基づく健全化判断比率の修正に伴う
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された修正後の健全化判断比率に係る算定基礎書類を審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率の修正に伴う審査意見書

第1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準(令和2年3月25日監査委員訓令第1号)に準拠して審査を実施した。

第2. 審査の種類

健全化判断比率審査

第3. 審査の対象

令和2年度の修正された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項

第4. 審査の方法

審査に付された健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

あらかじめ資料の提出を求め、関係職員からの説明聴取を行って審査した。

第5. 審査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局

(2) 実施期間

令和3年10月8日から令和3年10月11日まで

第6. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下表の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

区 分	健全化判断比率(%)	早期健全化基準(%)	備 考
① 実質赤字比率	—	12.85	
② 連結実質赤字比率	—	17.85	
③ 実質公債費比率	9.4	25.0	
④ 将来負担比率	修正前	<u>89.5</u>	350.0
	修正後	<u>79.2</u>	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和2年度の実質赤字比率は、実質赤字額が生じておらず、早期健全化基準値以内となっている。

②連結実質赤字比率について

令和2年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額が生じておらず、早期健全化基準値以内となっている。

③実質公債費比率について(修正後)

令和2年度の実質公債費比率は、令和2年単年度の数値が修正されたが、3カ年平均は修正前と変わらず9.4%となっており、早期健全化基準の25.0%及び地方債発行における許可団体基準の18.0%をいずれも下回る数値となっている。

今後も、事業実施にあたっては随時見直しを図るなど、比率の上昇を抑制することを望むものである。

④将来負担比率について(修正後)

令和2年度の将来負担比率は89.5%から79.2%に修正されたが、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回る数値となっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。